

審査方法等について（案）

1. 審査部会の設置について

- 応募書類の個別審査及び面接審査を行うため、審査部会を置く。
- 審査部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長及び副部会長は、部会委員の互選による。
- 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会の会議に報告する。
- 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- その他、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

- ① 2つの部会を置く（募集エリアごとに設置）
 ② 6名の委員で組織する（1部会 3名×2）

2. 書類・面接審査の流れ

審査部会ごとに書類審査（一次審査）を実施

第2回委員会

審査部会の書類審査結果を基に一次通過者を決定

審査部会の書類審査結果を委員会において総合的な観点から評価し、決定

審査部会ごとに面接審査（二次審査）を実施

第3回委員会

審査部会の面接審査結果を基に二次通過者を決定

審査部会の面接審査結果を委員会において総合的な観点から評価し、最終決定

各募集区分の上位者から順に営業場所を選ぶ

3. 評価基準について

別紙「審査項目・配点（案）」のとおりとする。

4. 提出書類について

規則に定める応募書類の他、審査を行う上で必要な書類として、資格証明書の提出を求める。（規則第18条第4号）

- 規則第18条（公募書類）抜粋
 (1) 公募屋台営業計画書
 (2) 公募申請者の住民票の写し
 (3) 市外に居住する公募申請者にあっては当該公募申請者の移住する市町村税を滞納していないことを証する書類
 (4) その他市長が必要と認める書類

5. 審査スケジュール

審査部会（書類）	11月中旬
第2回委員会	11月下旬
審査部会（面接）	12月初旬
第3回委員会	12月初旬から中旬
第二次通過者の場所決め	12月下旬
決定通知	12月末まで

6. その他

屋台公募は、より魅力ある屋台を存続させていくため、新規参入の途を開いたものであることから、現在、福岡市内で屋台営業を行っている者が応募した場合は、現営業場所における営業は放棄したものとみなし、現営業場所での平成29年4月1日以降の許可は行わない。